

を並べたるが如く、また全島の丹崖は、芝生と相映じ、穩雅の風色真に愛すべし。近づきて之を視れば、火山の痕跡、歴々として巖礁に存するを認む。

四、鷹 島 八幡愚童訓には、御宇多院弘安四年辛巳、蒙古の軍攻來りしが、大風に逢ひ、船破れ糧盡きて、鷹島の下に漂ひ居りしを、日本の兵士、少貳景資を大將として、鷹島に寄せて戦ひ、二萬人を生捕り、那珂川のほとりにて、首を刎ぬと記し、竹季五郎が合戦繪詞にも、同様の意味を載す。また太宰管内志には、「元寇覆没の鷹島は、志摩郡月界島にやと疑はる、節あり云々」と記せり。

五、大 濱 勤王二士の刑場 勤王の志士、堀六郎、三十三年、齋田要七、二十五年、藩の嫌疑を蒙りて、本島に流竄せられ、大濱の露と化せしは、實に慶應二年七月九日なり。辞世の歌あり、

齋 田 要 七

大濱に捨つる命は惜まねど

こゝろにかゝるすめくのこと

堀 六 郎

國の爲なすへきこともあらいその

波にくたくる我思ひ哉

大正元年九月、崇福寺玄外、并に頭山滿等の發起にて、碑を舊波止の側に建て、表面に左の題字を刻せり。

贈正五位 堀六郎墓

同 齋田要七墓

附記

維新前、勤王家、中津藩士三樹直三郎、薩藩士工藤左門、この島に謫せられたことあり。

六、久泊山潮音寺址 村の北側にあり、古、寺院ありしが、今、圃となれり。永祿年間、海賊襲來に際し、島民擧つて宮浦に避難せしより、廢寺となり、本尊觀世音菩薩は、宮浦に移さる。

四、神社佛閣

一、若宮神社 島の東南にあり。諾・冊二尊の御子、月天子命を祀れり。何時の頃よりか、仁德帝を相殿に祀り、若宮八幡宮と稱せり。社地古木多く、俗塵に遠し。

糸 島 郡

二、小鷹神社 島の東南、射場の林中にあり、諾・冊の二尊を祀れり。祭日は十一月五日、文龜の頃より、祭禮を始めしといふ。寛延三年庚午、新に神殿を造立す。雨を祈り、鳥類の田圃を害するを祈れば、靈驗ありといふ。古老の傳ふる所によれば、百合若大臣の愛せられし、緑丸と云ふ鷹の靈を祀るといふ、此説信すべからず。蓋し鷹は、靈鳥にして、殊に百合若大臣の、愛せられし因縁もあるゆへ、神社名となせしものならんか。

三、観音堂 二 一は浦中にあり、享保年間、榎田彌市の妻、これを祀り始むといひ、一は小机にあり、仙崖の開基にして、北崎村八十八箇所、靈場の一に數へらる。

四、一字一石塔 明治元年仲冬日、東波戸場に創建せり。

五、地藏堂 往昔、久島和吉なるもの、これを祀り始めたり。

五、人物

一、浦田利平父子 其の篤行次の如し、

浦田利平

家内教示筋行届、何れも一和相暮候段、奇特として、爲其賞、一世二人口相與候事

明治四年辛未正月

福岡藩廳
浦田利七

心得方宜く、老父へ事方、懇ろに有之、家内一和、奇特に付、爲其賞、青銅二貫文相與候事

明治四年辛未正月

福岡藩廳

利平、和吉は父子の間柄なり。斯く一家父子一時に賞せらるゝ、こゝ世に稀なり。

二、篤行者松田清三郎 玄界人民の厚く仰ぎて、模範的人物となすべきもの、これを誰ぞかなす、松田清三郎即ちその人なり。玄界島今日の昌榮を來せしは、同氏徳化の力、その遠因たらずんばあらず。寺田源三郎の如き、少年時代に當り、その母、これを同氏に托し、請ひて曰く、願くば先生の子として育て玉へと、氏その寄託を諾し、これを誨ふること、頗る嚴なりしといふ。されば寺田氏が今日ある、全く同氏薫陶の賜にあらずんばあらず。島民にして寺小屋時代、同氏の訓育を受けざるもの殆んどなく、年十八の青年時代より、學制頒分に至るまで、

四十年間、子弟の教育に、一身を委ねたるは、實に勤めたりといふべし。資性温良恭謙、容姿清秀、品行方正、一見その君士人なることを思はしむ。終生妻を迎えず、人格の偉大なりしは、蓋し流人中の諸名士に、交を結べるによるか。頌徳碑の建設、前後二回に迫り。著書に、算法類集六冊、玄界島記三冊あり。大正三年、八十の高齡を以て歿す。惜むべきかな。

六、口 碑 傳 説

一、百合若大臣 百合若大臣の傳説に就ては、學者間に頗る興味あるものとして迎へられ、種々の研究、考證の發表せられしもの、また尠からず。然るに頃者、この百合若なるものは、「ホーマー」の「オディッセー」を、日本化したるものなりと、斷定するものあり、参考の爲め左に其の梗概を抄録す。

四千年前、早くも文明の花を咲きたる、希臘の詩聖ホーマーの、一大雄編「オディッセー」は、トロイ戦争最終の事蹟、及び英雄ユウリセスが、トロイより、故國イタリーに歸るまでのことを、記述せしものにして、これ恰も、玄海島の百合若と、全く同じ一筋を辿るものなることを認む。而して、主人公の英雄ユウリセスの名、すでに百合若のゆりわかさ、國音相通じたるも、またその証明の一たらずんばあらず。今ユウリセスの傳を叙して、冒頭に冠するも、また一興ならんか。

國を出で、二十年、本國に於ては早やユウリセスを亡きものと思ひ、人々は、その妃のヘネロフに、他に婚すべきことを勧めれども、ヘネロフ聞かずして、堅く節を守ること、十年一日の如く、ひたすら真人の歸國をのみ待ち居たり。天なるかな、ユウリセスは、遂に乞食に變装して、本國に歸りける。妻のヘネロフも、初めは真人なることを知らざりしが、弓を射る器量より、これが誠のユウリセスなることを發見して、こゝに目出度も、二十年目の、夫婦の邂逅となりたりといふ。

傳へいふ、嵯峨天皇の御宇、四條左大臣公光の子に、百合若大臣とてありしが、九國の藩鎮として、豊後國に住ませられたり。その時、異賊の襲來ありしかば、勅命を受けて、これを討ち平げ、凱旋の歸途、この島に上りて、暫らく住み玉ひしを、その家臣なる、別府刑部貞澄、同弟別府貞貫の兩人、反逆を企て、大臣勞を休めんとて、岩角を枕として安眠せられしをすて置き、國に歸りたれば、哀れや大臣は、この玄界孤島の夷（ひびき）となりて、久しく留まらせ玉ひけり。大臣常に鷹を好まれ、年久しく飼ひ馴れし緑丸と云ふ、大鷹ありしが、ある日、大臣は、故郷の妻子を偲ぶと共に、緑丸の安否をも、案じ居られけるに、この緑丸、幾多の海山を飛び越えて、大臣の住み玉へる故郷なる夫人、春日姫の書信をもたらしたれば、大に勞はり且つ賞して、返事の使をぞ命せられたり。その後、緑丸は忠勤を勵みて、兩者の間を往復したりける。最後には、別府にあらせらるゝ夫人は、大臣の不便を感せらるゝを想ひやり、硯など

を、足に結び付けて、放たれるに、緑丸は、空を切り風を凌ぎ、心力を盡して、飛び来りけるも、悲しひかな、非分の重量に堪へず、嶋近くにて海中に落ち、波浪の爲に浮きつ沈みつ、寄木よせきと云ふ所に着きたりしも、精力すでに盡きて、絶息したりければ、大臣大に歎きあはれみ、これを小高き地に埋め、厚く葬りたりといふ。この緑丸は、今の世に至り、小鷹明神と崇め、嶋の神とはならせ給へり。

その後、豊後地方の漁船、暴風の爲め、この玄界島に漂着したりしかば、漁師の物語により、故郷にては、別府兄弟のもの、國政を擅ひまゝにして、酒色に耽り、春日姫は、幽囚の身とならせ玉へることなどを知りたる大臣は、歸心矢の如く、一日もはやく本國に到りて、別府兄弟に天誅を加へ、姫を救はんものと、切齒し玉ひける。やがて、破損せる船のつくろひも、終りたれば、漁師に連れられて、豊後の國にぞ着かせ玉ひける。大臣、久しく孤島の人となり玉ひしかば、髪は蓬の如くに、爪もまた長く延び、全身は垢に埋もり、衣服は裂け破れ、宛ら仙人の如く見へたれば、苔丸と名けられて、別府城の町番老爺に預けられ、暫く時の熟するを待たれたり。たま〜正月七日に、競射の式ありければ、大臣は始めて名乗を揚げ玉ひ、別府兄弟を誅戮して、目出度く春日姫に邂逅し玉ひしとぞ。

附記

大臣の睥石なびりとて、山の側に峙てるものありその邊をまごめ濱といふ。これ大臣、船より上りて、晝寝せられし所なる故に、まごろみの濱といへるを、訛れるものといふ。烏帽子形とて、大臣の烏帽子を、脱捨てられしといふ所もあり。また立花崎といふ所は、これ緑丸が歸りの遅しとて、大臣の待ちわび給ひし地といふ。貝原翁云ふ。安藝國安南郡天野村にも、靈宮とて、百合若大臣の緑丸を祀れる社あり。夜須郡にも、緑丸の羽を休めし松とてあり、また豊後國大分郡府内には、大臣の舊蹟殊に多し。如何なる人によ、古書に見えざれば、その有無いぶかし。

第十三項 北崎村小呂嶋

一、概説

小呂島は、玄界洋心の一孤島にして、遠き古は宗像家の所領に歸し、近くは黒田氏の治域たり。而して、近世罪囚の流竄地たりしを以て、その名世に著る。然れども、この島、周回二十六町七間に過ぎず、戸數また纔かに二十六、人口百四十、巖石多く砂土少く、士民は、みな漁業によりて、生計を營めり。殊に良灣の船を泊すべきなく、若し博多灣口に纜を解き、短艇を操らんか、十五海里の道程、五六時間を要し、辛ふじて達するを得。その不便知るべきな

り。遮莫、天澄み氣朗かに、清風徐ろに渡りて、玲瓏たる海面を掠め去るときは、心機一轉、胸裡の悒鬱を一掃して、光風霽月の想あらしむるものなきにあらず。

岳宮は、山上樹林蒼々たるの間にあり、清秀の境にして、相嶋・玄界・志賀の諸島は、模糊として前面に浮び、壹州・對州の島山は、雲烟を罩めて後方に漂へり。七所宮その麓にあり、これまた散策を試みるに適せり。

漁業は、住民と共に、開けたる所にして、頗る古き歴史を有せざるに拘はらず、その發達の遅々たる所以は、全く絶海の孤島にして、交通運輸の不便なると、波濤常に荒く、斯業經營の困難なるに基因せり。故に、鯨大網の如き、古來屢々これを始めしも、毎に失敗に歸せり。而して現下、鯛、鯨及び鮑の採集、稍々見るべきものあり。組合員二十六、一箇年の漁獲高、約五千圓内外に達せり。然而して、近年社會の進歩著るしきと共に、他方より來りて、鰯揚繰網の經營に着手するものあり、既にその契約を締結せりといふ。若し幸にして、その業發達の曉に至らんか、餘澤全島を滋潤して、有福の樂土と化せしめ、その世に知らるゝ、古の如くなるに至るや必せり。况やまた避難築港の大計劃、すでに輿論となりて、筑豊水産組合當局の主張せるあれば、その竣功を告ぐるの期、必しも豫測し難きにあらざるに於ておや。

二、沿革

概要 本島の名、古より小呂。或は於呂と書き來り、海東諸國記には、於露とも作れり。於呂は大蛇なり、昔大蛇多かりしゆへ、この名起りしといふ。また鐵函心史に、「七月半抵倭口白骨山、築土城云々二十萬人在自骨山上云々、山上素無人居唯多巨蛇、相傳、唐東征軍士咸隕命此山、故曰白骨山又曰枯骸山云々」と、この枯骸も小呂に音近し、或は此島なるか。

更に宗像社藏、建長五年六百六十、五年前の古文書を見るに、小呂島の文字を載せたり。この島、昔は宗像家の領地たりしこと明かなり。また嘗て宗像家より、本間孫四郎といふものを遣はし、移住して開墾を企てしめたるも、風土の異なる爲め、病死したりといふ。その後、絶えて住むものなかりしが、正保二年乙酉五月五日二百七十、三年前、黒田藩より、西浦の漁夫權右衛門外四名を移住せしめしに、戸口年を逐ふて蕃殖せり。この時、島司を置き、流人の監督并に外船の警戒に當らしめたり。これ黒田忠之の時代なり。後明治維新の際に至りて、その制を廢せり。而してまた、舊藩のときより、この土に二所の井を設け、僅かに飲料に充てたりしが、明治三十五年、更に地を撰みて、共同井を新設せしより、衛生上大に便利なるに至れり。

一、漁業 本嶋は、地理上良好なる漁場に接近すと雖も、その經營に困難なる理由はすでに前述したるがごとし。而して、目下鯺曲建網、鯛延繩、鯺延繩及び鮑の採集盛に行はる。今漁業の由來に就き、左に一言せん。

鯨網 延寶八年二百三十、大村の人深澤儀太夫、鯨組を創めしも、六年にして中止したり。これ本嶋鯨網の嚆矢たり。享保十年二百九十、博多熊本屋助次郎、岐志浦正兵衛の二人、藩命により、鯨場を開きしも、また一年にして中止したり。その後明和九年に至り百四十、五年前、またもや藩主の命を奉じ、大村の人深澤儀平次、同網を企てしも、遂に成效するに至らざり。

鯛網 明和五年百五十、藩の許可を得て開始せり。當時の許可書寫、當組合に保存せり。漁場貸付 本浦にて、鯺揚線網の使用年限を九箇年とし、その利益は、これを折半するごとしとして貸付し、尙ほ他に、鮑の採集を三箇年間四百八拾圓にて、鐘崎浦の漁業者と契約せり。

二、唐船漂着 承應年間より凡二百六、近世まで、外船の漂流せしもの、數回に及べり。これ玄界嶋と壹岐・對馬との中間に位する、土地なるに基因せり。

三、大火災 萬延元年五十八、大火あり、殆んど全部落を焼失し、纔かに五戸を残したりといふ。

三、名所舊蹟

一、岳宮 山上にあり、一望能く千里の樂を窮む。この嶋、玄界洋の中心にあるを以て、壹岐對馬等の光景、指顧の間に展開し、雄大の景趣、大に掬すべきものあり。恨むらくは、古人の詩歌なきことを。

二、長者屋敷 嶋の北、蛇穴の邊にある平地なり。往昔、こちだ長者の宅趾なりといふ。今圃となれり

東鑑二十七卷に、於呂七郎と、いふもの見たり。この人、本島に流されしものか、姓を於呂といふこと怪し、姑らく記して、識者の參考に供す。

三、野牛畑 人家の北、二町余にあり、開拓のとき、野牛多くして、作物を害せしを、退治したる所なりといふ。

四、蛇穴 北海岸にある洞窟なり。口高七八間、横五間許、内に柱狀の石あり。昔、大蛇の

棲みし所といへり。

五、櫓石 七所神社に近き海邊にある、數多の大石にして、高さ三四間或は五六間に至る。

役行者の像を安置せるにより、行者石ともいふ。

六、遠見番跡 山上にあり、今は荒廢せり。また嶋司の邸宅は、山麓人家の間にありしといふ。

四、神社佛閣

一、七所神社 南岸の丘上にあり。祭神は、宗像三神にして、相殿に事代主命・大國主命・猿田彦神・天磐樟神を祀れり。創始年月詳ならず。宮浦の神官、代々この社を兼務せり。祭日を十一月十八日とす。社下に蒲葵數十株あり、この大なるものは、周圍三尺餘、これ本嶋及び沖の嶋以外には、見ざるものなり。攝社に岳宮神社あり、熊野三神を祀れり。

末社に事代主神南・地主神社地・宇賀神社上あり。

二、小堂 觀音堂は、人家の後にあり、明曆年中より安置せり。凡二百六十年前その傍に地藏の石佛あり、寛保年中これを建つ。凡百七十年前また藥師森に藥師堂あり。

附記

この地、古より寺院の設けなし。故に土民は、みな西浦西照寺の檀徒たり。

五、口碑傳説

一、鯛網の元祖 明和のころ、この嶋に、新吉となん呼ぶ庄屋ありけり。才器なか／＼に、人に勝れたりしが、ある時つく／＼思ふやう、若しもこの地に鯛網を興しなば、嶋人の爲め、また世のため、如何ばかりの利益にやと、こゝにいよく、決心の臍を堅めたり。たま／＼野北浦に、七次郎といふものあり、この事に精しかりしかば、同人と二人して、種々計劃をたて、遂にこれを浦奉行にぞ、願ひ出でける。これを聞きたる他浦の庄屋は、頻りに妨害を試みしも、道理に適はぬ僻事なりとて、お用ひなく、この嶋人に、鯛網御免の沙汰をぞ、下し玉ひける。その年は殊の外、鯛網の豊漁にて、獲物、凡十萬八千尾の夥しきに及びしといふ。

現今鯛網は、鯛網と共に、この嶋第一の漁業となり、新吉庄屋の仕置とて、誰一人喜ばぬものとは、なかりけり。

第十四項 今津村今津濱崎浦

一、概 説

今津は、古、登志港^{△△}と稱し、異國船の輻輳せし所なり。近時また、元寇の防壘を以て、その名大に顯はる。村内を濱崎・岡・町・大原の四區に分ち、東南北の三面は、海に圍まれ、西は、元岡村及び北崎村に界す。毘沙門岳は、高く東北に峙ち、山上の松林、翠濃かにして最も遠望に適す。これ航海者の目標として、重視する所、また殘嶋は、一衣帶水を隔て、右方に浮び、妙見崎・生の松原・横濱と共に、平穩なる海灣を形造れり。

洲崎は、濱崎の東にあり、長さ三町二十間に亘る、一條の沙地にして、今津灣を形成せる天然の防波堤なり。この灣周回二十六町、今、水淺くして、船舶の出入に便ならずと雖ども、古は、海水甚深にして、内外船舶の安碇せる所、往昔、今津の全盛を馴致せしは、輒ちこれあるに基く。

浦は、町區及び濱崎にありて、漁舟は、みな灣内に繋げり。田作地曳網及び玉筋魚網を以て、漁業の主なるものとし、また眞珠貝の産あり。而して近年、地方に石炭の採掘せらるゝや、横濱沿岸に、棧橋二箇所の架設を見るに至れり。本浦は、領海の関係あるを以て、年々多

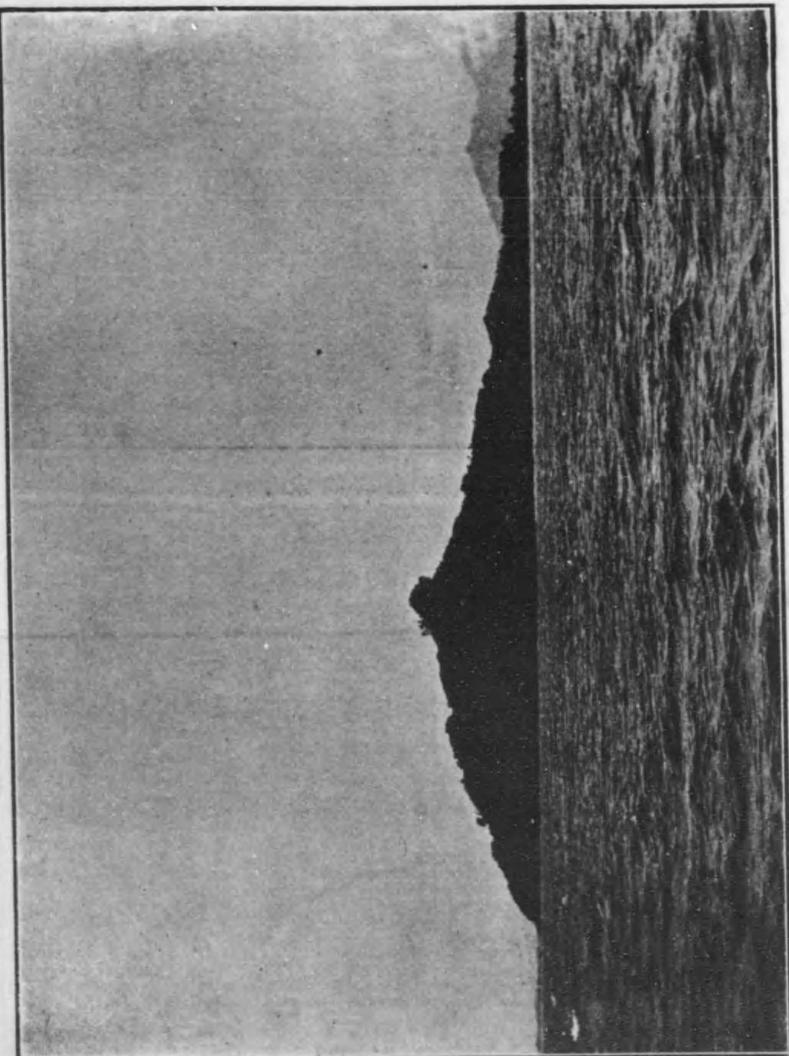


今津浦波止場之景



同濱崎海岸ノ崎ヲ綴ル

今津浦尻沙門岳之景



大の収入を擧ぐ。目下組合員四十二名、一箇年漁獲高、約貳萬圓内外に迫り。

長濱は、元寇防壘のある所、壘址蜿蜒々として、白砂の間を走り、當時の状況観るが如し。一大記念碑、玄洋を歴して、この所に建てられ、偉蹟を千載に傳ふ。誓願寺は、七百年前、榮西禪師、留錫の靈域にして、現に國寶十餘点を藏す。この寺、この壘、眞に今津の双壁たり。

若しまた風光の美に至つては、西に小富士を眺め、東に生の松原を引き、遙かに脊振・雷山の峰巒を望む。また脚下を俯瞰すれば、晶々として、鏡面を開くが如きものあり。これを今津灣とす。

今津灣が、天然の良港たることは、近時築港問題の喧しきに徴して明なり。その實現果して如何。

二、沿革

概要 今津は、古の所謂登志郷の地にして、今津とは、船越灣附近にありし怡土の津に對し、斯く稱したるもの、如し。八幡古記等に、本朝上古より、唐船の來りしところとあり。古より、唐船の碇泊せし所なり。今この地の苗字に、定直・立唐と稱するものあり、以て徴とす

るに足る。殊に小松内大臣重盛病氣の時、唐土の名醫來り居たるも、またこの地なりといふ。
源平盛衰 而して、今津千軒の稱は、遠き古より聞く所にして、宅地の址、市町の筋、歴々とし
記に出づ。而して、殊に廢寺の跡、最も夥しきを見る。當時繁盛の狀況、實に想ふに余りあり。民
て今猶ほ存し、殊に廢寺の跡、最も夥しきを見る。當時繁盛の狀況、實に想ふに余りあり。民
部省圖帳には、登志の港と云へり。これ今津の前名なり。五代帝王物語、日蓮書讚等にも、今
津の名散見せり。また古文書に、この邊を多く怡土庄と誌し、延文頃の書に、怡土庄友永方と
あれば、この地方を友永とも云ひしならんか。この地、往昔、染匠の家三十餘家あり。今津紺
屋とて、近郷より布を携へ來りて染む云々と續風土記にせるせり。

この地の廻船業は、その由來、甚だ遠くして、豊公征韓の際、浦人、水路の先導をなし、そ
の功により水崎姓を賜はりしといふ。その後天明年間凡百三十年前に至り、本浦より、唐孫漂流一行
に加はりしものを出し、その石碑今に存せり。

一、海面埋立 勝福寺所藏、建武中凡五百八十年前の寄進狀に、「怡土庄友永方、金丸名、今津
松原、新開田畠四至界事限、北大原大道、蚤山下即ち今の野見山なり、横道限、東南海際」とあり。さ
れば、往昔すでに新開のありしを知るべし。その後安政六年己未に至り、蚤山の地、もと斥鹵
なりしを開て、新田となせり。東西長六百間餘、南北三百六十間、耕田九町一段五畝八歩あまたま

新開とは、即ちこれなり。

二、釣餌料 この海、干潟多くして、最も釣餌の繁殖に適せり。その主なるものは、ゑび、
たこ、しゃこ、おほこ、きぞう等なり。而して古より、しゃこの生産地一箇所を限りて、これ
が採取を西浦と契約せり。

三、漁業

玉筋魚網 當地の玉筋魚網は、元祿年間凡二百十、以前に始まり、筑前海中、最も古き
ものなりといふ。その後、この網を玄界島に傳へたれば、彼またこれを徳とし、玉筋魚網代
に限り、この浦よりの入漁を許諾せり。玉筋魚房丈網は白網と云ふ、凡六十年前、姪濱よりこれ
を傳習し來り、今猶ほ盛にこれを使用せり。

鯷網 鯷地曳網は、元文五年百七十、當浦利平次外四名、これを調製せりといふ古書類あ
り。古、この網の盛なりしを知るに足る。その後、明治三十年九月、鯷揚繰網の流行以來、
地曳網は、遂に廢絶に歸したり。

田作地曳網 起源詳ならざるも、鯷地曳網と共に、古くよりこれを曳き來り、今尙ほ、本
浦第一の漁具にして、漁獲高の過半は、この網によりて、獲らるゝといふ。

鱈旋網 元祿年代より、これを曳き始め、已人持として、今猶ほ行はる

この外鯛延繩、鱈網等あり、何れも盛なり。

四、火災 今を去る、約八十年前、濱崎に大火あり、漁戸の過半八十、を焼失したり。

五、救護組 明治十八年頃の組織にして、賞状を受けしこと、數回に及べり。

六、魚付林 字産立・寶島附近の沿岸より、毘沙門岳沿海全部に亘りて、魚付保安林を有せり。

七、横濱 藩政のとき、藩の御米倉庫の置かれし所なり。

八、御大典記念事業 共同井四個を穿ちたり。其費用凡百二十圓を要せり。

三、名所舊蹟

一、今津八景 壽福寺は高所に在り、今津灣脚下に展開し、一望萬象を收む。北筑の碩儒瀧田紫城、八景の詩あり、左に之を録す。

洲崎松樹

平沙若雪自無塵。落落長松翠蓋新。倒影蜿蜒洲渚外。波間出沒老龍鱗。

背振殘雪

春深遠嶂雪猶殘。憶昔神皇築泰壇。正駐瓊瑤千古色。遙催旭日映欄杆。

濱崎渡舟

行客忙過古渡濱。四時光景入看新。舟師不管江山好。自作江山畫裡人。

登志江月

登志山前綠水傍。維摩津上夜蒼茫。東山擊出銀盤影。更落清江照畫堂。

今山夕照

維摩山上亂飛雅。千丈隄邊落日斜。請見勝情無限處。殘陽復照葉間花。

橫濱鹽烟

林梢日見淡烟斜。人道新晴煮玉華。猶想神仙丹灶術。誰知傳在草萊家。

今津歸帆

玄洋風歇暮潮生。蒼靄徐來水面平。幾處歸帆無不口。江烟斜隔掉歌聲。

怡土山霞

堂上回看八勝開。方知此地近蓬萊。南山自有流霞麗。願使主人餐一杯。

二、寶島（見島と云ふ） 濱崎の東北、三町許りの海上にあり。高五間、周回七十間の小嶋にして、小祠妙見を祀れり、内に一大奇巖あり、植うるに青松を以てす。干潮の際は、徒歩して到るべし。蜆貝、眞珠貝を産す。殊に島上の奇巖は、磁性を帯べり。陽春三月の候、磯遊を試むるもの多し。

三、元寇の防壘址 浦の西北、四町にして、長濱といふ所あり。東西二十三町、南北四町餘、この處に、元寇の防壘を殘せり。壘の長さ、濱の長さ均しく、高さ二間餘あり。然も多くは、埋れて砂中にあり。大正五年十一月、その一部を發掘して、その傍らに記念碑を建て、「元寇滅滅之處」と題せり。

四、西千人塚（一名西蒙古塚） 長濱松原の裡にあり、蒙古軍、死屍の漂流したるもの、及び戰死者を葬りし塚なりといふ。

五、東万人塚（一名東蒙古塚） 長濱松原の裡にあり。元寇の役、彼我の戰死者を埋めし地なりといふ。

六、唐船洲 村の西、七町にあり。昔は、入海にて、大風唐船を吹沈めし所といふ。今は平地となれり。

七、西光寺跡 村の南、十二町、今津への渡口にあり。近頃まで、十王堂残り。十王の像は、誓願寺の遺物なりといふ。昔、海賊その像を盗み、横濱にすて置きけるを、その地に堂を建て、安置せしが、後また十王堂にかへし入れたりといふ。今は田となりて堂なし。

八、鷺城址 今津の海岸、小丘上にあり。（俗に鷺城と云ふ） 城址一段半、鷺某居城の趾といふ。

九、臼杵城址 今津灣に臨める小丘にあり。平地一段餘、臼杵氏の端城といふ。

十、毘沙門岳（登志岳といふ） 浦の北方にあり。この山、海中に突出して、海邊に峙てるを以て、遠方より見ゆ。登臨すれば、眼界甚だ廣し。山上に毘沙門堂あり、榮西禪師の創建に係るといふ。巨巖あり、俗に龜甲といふ。その傍に、方柱に似たる數十本の奇石あり、英彦山の材木石と略は同じ。

十一、仁王門址 大泉坊の西、一町餘にあり、榮西禪師の建立に係れり。元和の初め（凡三百、年前） 大風の爲に倒れしを、その後再興せしも、今は廢絶して、僅かに礎石のみを殘せり。

十二、今津の元寇 五代帝王物語に、「文永八年九月十九日、筑前國今津に、異人趙良弼を始めて、百餘人來朝す」と、これ元より、我に牒狀を呈せしことを記せるものなり。又吉

繼記に、「文永八年十月二十三日、蒙古船着岸今津郡、捧牒狀云々、件所自太宰府相隔一

二里云々」と載せたり。

四、神社佛閣

一、登志神社社 字尾上にあり、往時、木村の産神たり。祭神は、豊受大神・中筒男命・姫大神の三柱にして、祭日は一月二十一日、九月二十八日なり。異國船來集の地なれば、鎮守の爲めに祀りしなるべし。延喜式に、筑前國怡土郡一座小志登神社とあり。和漢三才圖繪に、筑前國志登神社、在志摩郡志登村昔屬怡土郡、祭神一座豊玉姬、相殿高祖明神・志賀大明神・高良明神・神功皇后。筑前神社志に、志登神社元祿三年御建立云々とあり。社記略に、志登神社九月七日有祭禮、中元龜天正之比、猶神田十二町存之、其後領主小早川秀秋没、収神田、末社頽廢、其遺跡成田地、神官之家悉斷絶、纔社僧一家存之、眞言宗而號照光寺、元祿三年國主光之朝臣之時、神殿及末社鳥居等有造營、神田三十石有寄附、而神事聊復古禮、とあり。古は、大社にして神領も多かりたり。天文七年三月二十九日三百八十年前、相子岳かむこだけの城主、白杵安藝守よりの狀あり。狀畧猿樂面、笛、假面、及び縁起等の神寶ありしが、天保十五年甲辰八十二年前、燒失せり。攝社一、末社二あり。

肥後國誌磨文書に、志登社、地頭職、武藏少貳家より、誌磨氏數代傳領之由見ゆ。肥後國志

二、四所神社 祭神は、天照大神・八幡大神・住吉大神・春日大神の四柱にして、祭日は、六月二十九日、九月二十八日なり。

三、熊野神社 濱崎民家の後方、高丘上にあり。紀伊國の本社より勸請す。祭日は、一月十三日、九月二十五日なり。

四、大泉坊 毘沙門岳の南麓に在り、この大泉坊は、古の誓願寺の一坊なり。誓願寺は、登志山と號し、眞言宗本山、西京二和寺末なりしも、今は廢絶して、この坊のみ残り。縁起に曰く、誓願寺は、仲原氏の女の所願にして、其夫寛智と云ひし人の建立せし所なり。仲原氏、三十四歳にして、深く佛道に志し、嘉應二年七百四十八年前、丈六彫刻の誓、并に方丈建立の願を企てける。依て誓願寺と名づく。安元元年乙未十月二十二日七百四十三年前、成就して、供養の素懷を遂げたり。これより先、六條天皇仁安三年戊子七百五十年前、榮西入宋して、同年秋歸朝。その後安元二年丙申より、治承二年戊戌まで、三箇年、この寺に住し、一切經の渡海するを待ちける。この寺、勸願寺にて、昔は寺領多く、原田信種、高祖の城主たりしときまで、猶ほ寺領を寄附せり。子院四十二坊ありしといふ。この寺、往時著名の寺院にして、怡土志摩兩郡の五佛

とて、名像五ヶ所にあるもの、一なり。

- 東、染井山 靈鷲寺、本尊 藥師
- 西、一貴山 夷魔寺、本尊 彌陀
- 中央、大祖山 大日寺、本尊 大日
- 南、雷山 千如寺、本尊 觀音
- 北、登志山 誓願寺、本尊 釋迦

目下、この大泉坊に、國寶と指定せられたるもの、總て十五点あり。

- 法華經 十卷 榮西の眞筆
- 無量壽經 一卷 同
- 孟蘭盆會緣起 一卷 同
- 密教 一卷 弘法大師眞筆
- 心經 一卷 菅公の眞筆
- 法篋印塔 銅造の舍利塔高七寸 一基

塔の裏に銘あり、曰く吳越國王□□敬造八万四千寶□□記と。其製甚だ古雅なり。

沈金彫經函

一個

境内に、白山神社、松尾神社、阿彌陀堂、藥師堂あり。

五、勝福寺 寺小路にあり、龍起山興聖勝福寺と號す。禪宗にして、崇福寺末なり。寺傳

に、開山は、宋の蘭溪道隆大覺禪師、檀越は北條時頼にして、後深草院建長元年己酉六百六十九年前、これを創建し、中興開山は、方外禪師にして、夢窓國師の弟子なりといふ。後光嚴院延文五年八百五十八年前、この寺を、勅願所とせられたり。境内に、潜龍池及び蟠龍松あり。昔は子院も多く、總て十七箇寺ありしと。國寶に、大覺禪師の畫像あり。

六、法教寺 本村町口にあり、紅雲山と號す。眞宗西派、本山、西京本願寺直末なり。寺傳に、大友家の一族、立花鑑載、姓名を大塚右京と改め、泊村に潜居したりしが、永祿十一年戊辰三百五十年前、この寺を建立し、法名を宗喜といひしとぞ。この故にや、鑑載傳來の武器を藏せり。慶長十八年癸丑三月三百五十年前、第三世宗圓に、木佛寺號を許さる。

七、壽福寺 濱崎にあり、鷲峯山と號す。崇福寺末なり。千光國師を開山とす。この寺、昔は、大友家より、寺産を寄附せられ、大友義鑑の臣、白杵氏等の証文、數十通ありしが、近年焼失せり。寺地高くして、今津灣を俯瞰し、風光眞に掬すべきものあり。

八、正覺寺 濱崎にあり、成等山と號す。淨土宗鎮西派、中本山、圓應寺末なり。開山を正譽といふ。開基は、水崎善次郎にして、慶長十二年三百十三年前、丁未の創建なりといふ。

五、口碑傳説

一、大齒庄屋 いつの頃にかありけん、この濱崎浦に、宗吉となん呼ぶ、浦庄屋ありけり。時の大守、御巡視の序、この浦に御成ありしかば、件の庄屋は、地曳網とやらにて、大なる鯛二つを手に入れ、その一つをば、大守の御召料に供し、他の一つをば、御前の御覽に奉りける。大守は、つくづくと、そを見そなはし玉ひしが、やがて、笑を含みて戯れに、「これなる大鯛を、この儘食し得るもの、この中に誰かなきか」と仰せ玉ひしかば、彼の庄屋は、つか／＼と御前に進み出で、畏まつて申す様、「君命とあらば、命とて惜からぬものを、何條これしきのことをや」とて、彼の大鯛を、右手に捧げて左手を添へ、幾度か舌打ちならして賞味し、頭より尾に至りて、一鱗をも餘さざりし。並み居る武士ども、何れも、目を圓らにせざるものとて、なかりけり。大守も、餘りのことに呵々と打ち笑はせ玉ひ、「さても／＼、あつばれの大齒かな」と、興がらせ給ふ。これより、大齒の姓を御免になり、網代一箇所をも、賜は

りしとぞ。目下この組合に大齒辰吉といふ役員あり。これは宗吉庄屋より、六代目の子孫に當れり。

第十一章 漁村功勞者

寺田源三郎氏

福岡灣口、一點の孤島、玄界の瘠土をして、今日の樂土たらしめ、同島の救濟主、否明治の二宮尊徳と稱するもの、敢て誣言ならざる偉人を誰とかなす、曰、寺田源三郎氏即ちその人なり。

氏は、嘉永二年十二月二十九日を以て、玄界島に産れ、不幸四歳にして父を喪ひ、慈母の手に鞠育せられ、その母賢にして、且つ慈なり、氏が學齡に達する頃、氏を村夫子松田可清翁に托じて曰、妾に豚兒あり、源三郎といふ。願くば先生、子として育て給はんことをと、翁喜しで、これを諾し、師道甚だ嚴なりしといふ。されば、氏が今日あるは、實に恩師と慈母に負ふ所、大なりといふべし。

明治八年選ばれて、本島の總代となるや、誓つて玄界の漁權を確立し、漁民の公益を圖らんと志したり。この時、本島は、隣浦に對して、漁場の紛議を醸生し、これが成否の如何は、實

に島民の死活に關する重要問題たりしなり。これに於てか、氏は先輩諸賢と共に、大にその手腕を揮ひ、明治十二年に至りて、漸くこれが解決を告げ、玄界の漁權、茲に始めて確保せらるゝことを得たり。爾後、漁具の改良に意を注ぐと共に、防波堤を築造して、漁業の進歩發達を圖り、或は夜學會に、或は實業補習學校に、一として氏の力を要せざるものなく、一方また漁獲物の製造、及び販賣法を一定してその收益の増加を企劃し、信用組合を起して、廉價供給の道を拓き、その他共同井の掘鑿、水防組の組織等、爲すとして、公衆の利ならざるはなく、施すとして、島民の益たらざるはなかりき。

氏が、四十年間の獻身的努力その効果を奏して、今や玄界島は、摸範漁村として、天下に推賞せられ、また昔日の玄界島に非ず。風俗醇厚にして、勤儉の風大に行はれ、豊富なる漁場裡に、歎乃の聲も自ら勇ましく島民みな生業を樂んで、その堵に安んぜざるものなきに至れり。これ皆氏が多年に亘り、刻苦勵精せるの賜ならずんばあらず、氏が、本島に盡したるの功、また多大なりと謂ふべし。

積徳の存する所、必ず應報あり、大日本水産會は、夙に功勞章を贈りて、これを表彰し、明治四十三年三月二十五日に至り、内務大臣は規程の撰獎狀及び賞金を交付し。降て大正三年七

月八日、大日本水産會總裁宮殿下は、特に其功勞を録して天下に旌表したまひ、また大正四年六月、氏が玄界島漁業組合長を辭するに當り、本島民は、木盃一組并に金貳百圓を贈りて、感謝の意を表し、筑豊水産組合は、銀盃一組を贈りて、退隱を惜みたり。殊に同年御即位の大禮に際し、勅定の藍綬章を賜ふてその功を録せらる。老後を飾る氏の善び、實に想ふに餘あり。嗟大正の今日、筑豊四十六浦内に此の如き偉人を出したるは、嘗に玄界島の名譽なるのみにあらず、抑もまた筑豊漁業界の名譽と云はずんばあるべからざるなり。

左の一篇は、大正五年十一月三十日、福岡市にて發行せる大正時報紙上に掲載せるものにして、最も能く寺田翁を寫し得たるものなるにより、特にその全文を掲げて、前掲の足らざるを補ふこととす。

我 觀 人 影

四 然 道 人

玄海島の
救濟主

寺田源三郎氏

今回肥筑の野に行はれた、陸軍特別大演習の機會に於て、實業學事等、御獎勵の聖旨により、福岡佐賀兩縣下に於ける功勞者廿五名を、大本營に御召見相成つた。其顔面を見ると、何れも當世の富豪紳士、若くは常に地方の交際社會に顔出して居る人々である。内に唯一人他人から借りたるらしい身に合ひ兼ねるフロックを一着に及び、シルクハットも大に持ち扱つたといふ風で、容貌態度頗る揚らず、而も謙遜の裡に、堅き自信を藏するらしく、控室の一隅に坐したる一老人を、同時に御召見の光榮を擔ふた人々何れも怪訝の眼を以て、眺めたといふのは左もこそ。是ぞ博多灣口一點の孤島、玄海の瘠土をして、今日の安樂境ならしめた、同島の救濟主、明治の二宮尊徳と稱するも、必しも誣言ならざる、寺田源三郎翁である。翁は玄海の孤島が生んだ島の偉人で、其事業が周圍一里の島外に及ばず、翁も亦世に媚び名を賣る人でないから、未だ多く世間に知られて居ないけれども、誠心誠意、島の爲に盡せる翁が一生の事業は、意義洵に深甚で、島人等しく翁を師父と仰ぎ、神の如く尊ぶのも、決して偶然でない。翁は今を去ること、六十八年前の嘉永二年も、將に暮れんとする十二月廿九日に激浪岸を嘯むこの孤島に生れ、簡易素樸な島生活の間に人となる内、自然と向上の心を起し、明治八年齡廿七歳にして、島總代に擧げらるゝや、同島の發達を期するを以て、己が責任なりと覺悟した。當時同島の事情といへば、無學文盲の漁民が、其日暮しの無規律不秩序なるは言ふまでもなく、萬事殆んど曆日なき大古の有様で、餘裕あるまじきは、飲んで食つて樂み、財盡くれば又働くが、時に風雨連日、往來拮据して漁獲もないといふ場合には、其日々々の食物にも窮しながら、斯る郷土の常として、左もなきことに紛議争闘なども起り易く、忍耐刻苦、協同一致將來の發展を策するなど、容易の業でないが、翁の決心、一たび定まるや、動かさること山の如く、漁場區域の紛議、結んで解けざるに當つては、私財を投じて漁場の保護に力め、漁具の改良に意を注ぐと共に、島の發展を圖るは、何よりも先づ、教育の振興が必要だと考へて、夜學會を起し、其から弊風改善の一着として勤儉貯蓄の勵行が、急務なりと信じたから、島内に酒を禁じ、砂糖を禁じ、購買組合を組織して、日常必需品を安價に供給し、一方には、漁獲物の製造及販賣法を、組織的に改良して、漁民の収益を圖ると共に、規約を設けて、一定の貯蓄を強行

漁村功勞者

し、一方には、夜學會を實業補習學校に改めて、水産上の新智識を、青年の頭腦に啓發するなど、精神的に物質的に、島民の向上發展を惟れ努むると同時に、共同井を掘鑿して、衛生上に裨益し、水防組を起して、不時の水難に備ふるなど、用意到らぬ限もなく、翁が四十年の献身的努力、効果を奏して、今は島民に無産無頼の徒を見ず、従て紛議争闘も起らず、全島射利を事とするの店舗なくして、唯一の購買販賣組合には、數年前より、酒や砂糖を賣つて居るけれども、亂辭業を忘るゝの醜狀は、影だに見ゆず。年々増收を見る漁獲物の外麥作甘蔗等の収益も少からず、數十年前の貧弱なる孤島、今は和氣謙々たる樂天地となりて、盜賊なければ、巡査なきも戸を鎖す必要なく、支海の壯觀を一望すべき山上の小學校には、寺田翁の徳風を學べる青年男女が、剛健質朴の氣風を養ひつゝ、將來の曙光を眺めて、修學に餘念もない所を目撃して、翁の多年の苦心、如何許りなりしかを想像するに餘あり。積徳の存する所、如何でか酬なかるべき、大日本水産會は、夙に功勞章を贈りて表彰し、昨大正四年御即位の大禮に際しては、陛下長くも號綬褒章を賜ふて、其功を録せられ、今又大本營に御召見の光榮に浴して老後を飾る翁の喜や如何許りぞ。同時に御召見の光榮を得たる、安川敬一郎翁が、我々は何れも贅澤がたく、金が欲しさに足掻き廻つた結果、今日世間で彼此言はるゝやうになつたさて、別に陛下からお褒めを戴く程の者でもないが、彼の寺田翁の如きこそ、眞に敬服すべき人物だと、語られたのは、實に一面の眞理で、遷徙たる寺田翁の今後十年尙ほ剛健の心身、衰ふべくも見へぬのは、島の爲に祝すべきと共に、身概れ一孤島を出でぬ翁の氣風が、廣く世に傳はるならば、宗教家學者の千言萬語にも優る効果を、世の風教上に持ち來し得るものと思ふ。若夫翁の風平と、島の實況に直接せんと欲するものあらば、乞ふ博多埠頭を去つて、支海の島岸に其足跡を印せよ。

大正六年十月廿八日印刷
大正六年十一月三日發行

著作兼
發行者

筑豊水産組合

福岡市下名嶋町五十三番地

印刷人

大隈龍介

福岡市下名嶋町五十三番地

印刷所

大隈活版印刷所

(電話六二番)

終